

日本複合材料学会 シニア会員 申請書

申請日 年 月 日

日本複合材料学会 御中

日本複合材料学会 定款 第3章 第9条に定める条件に該当しますので、下記の通りシニア会員への申請をいたします。

氏名	
会員番号	032 - -
生年月日	年 月 日 年齢 才
入会年度	年
定職の有無	有 ・ 無
ご送付先	〒 -
TEL	
FAX	
E-MAIL	

シニア会員とは

日本複合材料学会 定款抜粋
(シニア会員)

第9条 フェローまたは正会員在籍年数が10年以上の正会員であって、65歳以上で給与所得等の定常収入を有しない者は、別途の規定による本人の申請により理事会が承認した場合にシニア会員となることができる。

日本複合材料学会 シニア会員規定

(資格)

第2条 シニア会員の資格を得るための条件は、定款 第3章 第9条の定めるところによる。

(申請方法)

第3条 シニア会員を希望するもの(申請者)は、本会の定める所定の申請用紙に申請理由等を記入し理事会あてに提出しなければならない。

(申請の時期)

第4条 申請者は、シニア会員資格を得ようとする前年度の10月末日までに所定の申請書を理事会あてに提出しなければならない。

(承認方法)

第5条 申請書に基づき、理事会にてシニア会員資格を承認する。

(権利)

第6条 シニア会員は、会員規定第11条、第12条、第13条、第14条の権利を有するとともに、評議員選任内規に定めるところにより、本会の評議員の選挙権を有する。また、定款に従って評議員会および総会に議案を提出することができる。

(会費)

第7条 承認された翌年度から、別に会費に関する内規で定める会費を納入するものとする。